

法令遵守への思い

コンプライアンスはCSRの基本であり、公正な企業活動のよりどころとなるものです。当社はコンプライアンス体制の確立と維持を目的として各種勉強会や強化月間、意識調査を行い、全社員への啓蒙・啓発活動を推進しています。

Compliance

コンプライアンスへの姿勢

当社は社是「『和』の精神」に基づいた経営理念のもと、コンプライアンスの実践をCSRの一つと位置づけています。コンプライアンスの実践は、企業が社会的責任を果たし、社会から信

頼される企業であり続けるために必要不可欠です。高い倫理観を持ち、法令はもちろん、社会規範から社内規程、また、さまざまなルールやマナーを守りながら業務に取り組んでいます。

経営基盤の強化

Compliance

2016/9/1(木)~10/31(月)

コンプライアンス強化月間

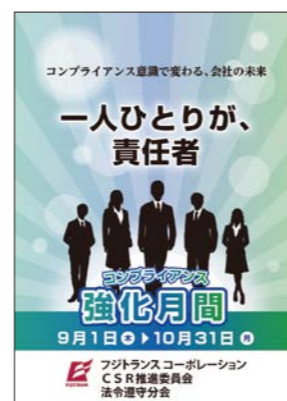
ビジュアル教育で法令教育を強化

一人一人がコンプライアンスについて、日頃の行動を見つめ直す「コンプライアンス強化月間」を毎年9月・10月に設けています。期間中は、コンプライアンス資料の配布や各事業所に啓発ポスターを掲示し、意識の高揚を図りました。

事務職員はイントラネットに掲載された解説資料を各自で熟読しました。例年、現業と梱包部門の役職者のみを対象に机上研修会を開いてきましたが、今年は全員を対象にすることを目的に、ビジュアル教育プログラムを設けました。金城オペレーションセンターや九号地分室などの主要な寄り場にある大型ディスプレイに教育資料を映すことで、短い時間でも見て学べるようにしました。



ビジュアル教育で学ぶコンプライアンス



2016/11/1(火)~11/8(火)

コンプライアンスアンケート調査

意識の向上を目指して

コンプライアンス強化月間終了後には、全従業員を対象にコンプライアンスアンケート調査を実施しました。事前に公開された解説資料に基づいて勉強し、関係法令などに関する設問に回答するものです。2016年度は勤怠管理や贈収賄の禁止などの項目を新しく追加しました。従業員一人一人に求められ

ている知識や常識の理解度を調査することで、さらなるコンプライアンス意識の向上につなげています。

アンケート終了後には、解答と解説をイントラネットに公開しています。

出題テーマ

労働基準法(労働時間、勤怠管理、過重労働・健康管理、労働災害)、労働者派遣法、独占禁止法、下請法、贈収賄の禁止、セクハラ・パワハラ、マナー、モラル、重要方針

年間

勉強会の実績

業務に直結した教育

当社は関係法令を正しく理解し、誠実で公正な企業活動を継続するため、年間を通じてコンプライアンス勉強会を実施しています。業務への理解を深めるとともに、「法令」「規

則」「モラル」の遵守に高い意識を持った企業となることを目的としています。

4月

各種法令勉強会

対象者 新入社員
実施場所 本社
内容 業務に関わる各種法令についての説明

社会人になった新入社員を対象に「コンプライアンスの基礎知識」「会社の組織に関する法律」「取引に関する法律」などに関する勉強会を実施しました。コンプライアンス違反が起きた場合、企業にはどのような影響があるかを、具体的な事例を取り上げて説明しました。



社内講師によるコンプライアンス教育

5月

港湾運送事業法(第1回)

対象者 新入社員
実施場所 本社
内容 港湾運送事業の概要を説明

6月

倉庫業法

実施場所 本社
内容 倉庫業の概要を説明

7月

港湾運送事業法(第2回)

実施場所 九号地分室
内容 港湾運送事業の概要説明および具体事例について

8月

港湾運送事業法(第3回)

実施場所 九号地分室
内容 港湾運送事業の概要説明および具体事例について

労働者派遣法

実施場所 本社
内容 労働者派遣事業・労働者供給事業の概要説明および具体事例について

9月

港湾運送事業法(第4回)

実施場所 東京支店
内容 港湾運送事業の概要説明および具体事例について

貨物利用運送事業法

実施場所 本社
内容 貨物利用運送事業の概要説明および具体事例について

労災保険他勉強会

実施場所 本社
内容 労災保険の基本説明

労災保険・過重労働・健康管理についての勉強会を実施しました。実際に労災が発生した場合の判断や報告について周知することで、労災隠しの防止や賠償訴訟リスク低減などのリスクアセスメントにつながります。その他には「精神障害の労災認定」や「脳・心臓疾患の労災認定」についての説明も行いました。

10月

港湾運送事業法(第5回)

実施場所 本社
内容 港湾運送事業の基本説明

下請法・独占禁止法

実施場所 本社
内容 下請法の実務対応および独占禁止法の基礎知識について

11月

港湾運送事業法(第6回)

実施場所 本社
内容 港湾運送事業の概要説明および具体事例について

2月

港湾労働法

実施場所 金城オペレーションセンター
内容 港湾労働法の概要説明および具体事例について

内航海運業法

実施場所 本社
内容 内航海運業の概要説明および具体事例について

誠実な事業活動

Compliance

2016/4/1(金)

「フジトランスグループ行動規範」制定

倫理的な事業活動を行うために

当社グループのコーポレート・ガバナンスの一環で「フジトランスグループ行動規範」を2016年4月に制定しました。この規範は、企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的に、役員および派遣社員を含む全社員に適用されます。

「フジトランスグループ行動規範」

- 行動基準
- 情報の処理
- 環境の保全
- 事業活動
- 人権の尊重
- 社会との関係

2016/4/1(金)

ストレスチェック制度の導入

メンタルヘルス不調を未然に防ぐ

2015年12月1日に労働安全衛生法が改正施行され、企業に対し「ストレスチェック制度」の実施が義務づけられました。当社も2016年4月に運用規則を制定、6月から7月末にかけて全社員を対象とした説明会を実施し、9月にストレスチェックを実施しました。全体の97.5%が受検し、ストレスへの対処(セルフケア)のきっかけとなる結果表を受け取りました。今後も適正な制度運用を行い、メンタルヘルス不調者の減少に努めます。



2016/11/1(火)~11/30(水)

過重労働解消キャンペーン

残業を減らす取り組みを検討・実施

過労死等防止対策推進法に基づき、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」期間を設定しました。当社もこれに向けた取り組みを推進するため、11月にポスターを掲示し、啓発しました。

2017年2月には、経済産業省が主体となり官民が連携して推進する「プレミアムフライデー」が実施され、消費の拡大や働き方改革を目的とした活動が企業に期待されています。当社では、時間残業・過重労働対策の一環として「ノー残業デー」の実施や計画的な「半日有給休暇」、「有給休暇」の取得促進を検討・実施しています。



2017/1/1(日)

育児・介護休業法の改正への対応

仕事と家庭の両立を支援

従業員が子育てや介護と仕事を両立できるよう、育児・介護休業、短時間勤務など、育児・介護に関するさまざまな制度を設け、従業員を積極的に支援しています。

2017年1月1日に改正された育児・介護休業法では、育児・介護休業の取得要件の緩和、マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止措置義務などが新設され、当社も規程を改定しました。今後ともワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めていきます。



2016年度に取得した人

- 育児休業を取得した人…10人
- 育児短時間勤務者…4人

毎月実施

健康講話会・個別健康相談会

生活習慣を見直すきっかけに

労働安全衛生法に基づき従業員の健康を守ることは、企業の社会的責任の一つです。当社は2006年から、「健康教育の日」と称して外部から保健師を招き、「健康講話会・個別健康相談会」を毎月実施しています。健康講話会は「心身両面にわたる健康づくり」をテーマとしています。個別健康相談会では、定期健康診断などで医師の所見があった人や長時間労働者などを対象に健康指導を行っています。



すぐに行えるツボ押し体験

実施実績

4月~8月(開催場所:本社、丸の内分室、九号地分室、金城オペレーションセンター、飛島分室)

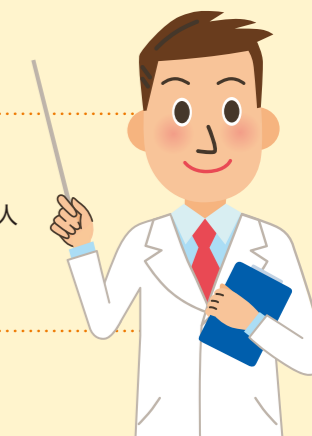
テーマ:「良い睡眠を取れていますか?」 合計参加人数/53人

9月~3月(開催場所:本社、丸の内分室、九号地分室、金城オペレーションセンター、飛島分室)

テーマ:「ストレスへの対処法~セルフケア編~」 合計参加人数/100人

9月に実施したストレスチェックへの理解を深め、日頃のさまざまなストレスを自分で対処するセルフケア方法を紹介。

個別健康相談会 合計参加人数/68人



毎月実施

弁護士相談の実施

弁護士による法律相談

本社で月1回、法律事務所の弁護士を招いて、法律相談会を実施しています。相談会では、法令の解釈や法的リスクの早期発見、コンプライアンス体制に関するアドバイスを受けています。仕事でのさまざまなトラブルや悩み事だけでなく、従業

員のプライベートな案件も受け付けています。2016年度は、最近の当社の海外進出に伴い、海外案件についての相談が増えました。

年間

内部監査室による内部監査の実施

会計・業務監査を実施

内部監査室は、内部統制が有効に機能しているかどうかをチェックするために、組織から独立した立場で監査を実施しています。2016年度は本社地区9部門、支店・出張所3部門、国内・海外関連会社5社を監査しました。結果は全て経営者

に報告する体制を整えています。

また、国内・海外関連会社の監査指針として、会計監査および業務監査に関わるガイドラインを作成し、各関連会社に展開しました。